公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 情報セキュリティ対策規程

平成29年12月12日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「この法人」という。)が定める情報セキュリティに関する基本方針に基づき、情報セキュリティの取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、この法人の情報資産を各種脅威から守り、情報リスクの未然防止を通じて業務の円滑な実施に資することを目的とする。(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義については、次のとおりとする。
 - (1) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。
 - (2) 情報システム コンピュータ、ソフトウェア及び記録媒体やネットワークで構成され、特定の業務を処理するための仕組みをいう。
 - (3) 情報資産 情報システム及び情報システムの開発と運用に関わるすべての情報ならびに情報システムで取り扱うすべての情報をいう。なお、情報資産には紙等の有体物に出力された情報も含むものとする。
 - (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性の保持及び正確性、完全性の維持ならびに定められた範囲での利用可能な状態(可用性)を維持することをいう。機密性、完全性、可用性についてはそれぞれ以下のとおり。(ISO7498-2)

機密性:情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実に すること。

完全性:情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防護すること。 可用性:許可された利用者が必要なときに情報にアクセスすることを確実にすること。

- (5) 情報セキュリティ対策規程 この法人が情報セキュリティに取り組むための組織、 権限、方針、取扱ルール及び計画、実施、監査、見直し等の基本対策を定め、情報リ スクの未然防止に取り組むための規程をいう。
- (6) 情報セキュリティ対策手順 従業者が、各々の扱うネットワーク及び情報システム や携わる業務において、どのような手順で情報セキュリティポリシー及び情報セキュ リティ対策規程に記述された内容を実行していくかを定めた手順書(マニュアル)を いう。
- (7) 情報セキュリティ責任者 代表理事(会長)から任命された者で、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策規程の運用に関する責任と権限を有し、情報資産の保護を統括する立場の者をいう。
- (8) 情報セキュリティ担当者 代表理事(会長)から任命された者で、各部門において 情報資産のセキュリティ対策に当たる責任と権限を有する者をいう。
- (9) 情報システム管理者 代表理事(会長)から任命された者で、法人本部・指定管理 施設それぞれにおいて情報システムの安全管理に当たる責任と権限を有する者をいう。

- (10) 情報セキュリティ監査人 代表理事(会長)から任命された者で、情報セキュリティの運用状況等について、公正かつ客観的な立場から監査を実施し、報告を行う権限を有する者をいう。
- (11) 従業者 この法人の組織内にあって、直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員(正規職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等)のみならず、この法人に関わる役員、派遣社員等も含む。

第2章 適用範囲

(組織の範囲)

第3条 この規程が適用される組織は、法人本部・指定管理施設及びその下の各事業部と する。

(情報資産の範囲)

- 第4条 この規程が対象とする情報資産は次のとおりとする。
 - (1) ネットワーク、情報システム及びそれらに関する設備、電磁的記録媒体
 - (2) ネットワーク、情報システムで取り扱う情報(それらを印刷した文書を含む。)
 - (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(対象者の範囲)

第5条 この規程が適用される対象者は、情報資産を取り扱うすべての従業者及び外部委託者とする。

第3章 従業者及び外部委託者の義務・責任

(義務と責任)

第6条 この法人は、すべての従業者及び外部委託者に対して情報セキュリティに関する 啓発活動を行い、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努める。情報資産を取り扱う すべての従業者及び外部委託者は、情報セキュリティポリシーを遵守し、それに定めら れた義務と責任を果たすものとする。

第4章 情報資産への脅威

(脅威)

- 第7条 この規程において、情報資産を脅かすものと認識する脅威は、その発生度合や発生した場合の影響を考慮し、特に次の各号について掲記する。
 - (1) 部外者の侵入及び故意の不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊・盗聴・ 盗難・改ざん・消去等
 - (2) 従業者又は外部委託者による次を原因とする情報資産の破壊・盗聴・盗難・改ざん・消去等

情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反 プログラム上の欠陥、誤操作 アクセスのための認証情報又はパスワードの不適切な管理 不正アクセス又は不正行為 搬送中の事故等による情報資産の紛失・盗難等 規定外の端末侵入によるデータ漏洩等

(3) コンピュータウィルス、地震、落雷、火災等の災害ならびに事故、故障による業務の停止

第5章 情報セキュリティ対策

(管理体制)

- 第8条 この法人の情報資産を守るため、情報セキュリティ対策を適切に管理運営する体制は次のとおりとする。
 - (1) 代表理事(会長)は、職員の中から情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ担当者を任命し、情報セキュリティ対策の実施及び運用の業務を担当させる。
 - (2) 情報セキュリティ責任者は、この規程に定めるところに従い、情報セキュリティ対策措置、従業者の監督、危機管理、苦情・相談等に関わる業務を行う。
 - (3) 代表理事(会長)は、職員の中から情報システム管理者を任命し、法人本部・指定管理施設それぞれにおいて情報システムの安全管理の業務を担当させる。
 - (4) 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ担当者ならびに情報システム管理 者は、それぞれが所掌する業務について定期又は不定期に自己点検を実施し、その結 果を代表理事(会長)に報告する。
 - (5) 代表理事(会長)は、監事の中から情報セキュリティ監査人を任命し、情報セキュリティの運用状況等が適切に行われているかを定期又は不定期に監査させる。
 - (6) 情報セキュリティ監査人は、監査結果について代表理事(会長)に報告する。
- 2 自己点検の結果及び監査結果により、情報セキュリティに不備があると認められたと きはただちに改善を図るものとする。
- 3 技術の進歩や業務環境の変化等により、情報資産への脅威が増すと認められたときは、 情報セキュリティポリシー、対策規程及び対策手順の見直しを行い、情報セキュリティ の維持・向上に努めるものとする。

(情報資産の分類と管理)

第9条 情報資産はその重要度に応じて分類する。情報セキュリティ対策はその分類に基づいて実施する。

(物理的セキュリティ対策)

第10条 情報システムを操作する専用PCへの不正な接触及び情報資産を損傷、盗難等から保護するために物理的対策を講ずる。

(技術的セキュリティ対策)

第11条 情報資産を不正アクセスやコンピュータウィルス等から保護するために、情報 資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。

(運用面のセキュリティ対策)

- 第12条 情報資産を運用面から保護するために、情報資産の管理状況の確認、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認など運用面の対策を講ずる。
- 2 緊急事態が発生した際に迅速かつ適切な対応を可能とするために、緊急時連絡網及び 緊急時対応計画を定める。

(情報セキュリティ教育)

第13条 情報セキュリティポリシー及びこの規程を適切に運用するために、従業者及び 外部委託者に対する啓発活動と必要な教育・研修を実施する。

(情報セキュリティ対策手順)

- 第14条 情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、必要となる要件及びその実施手順等を明記した情報セキュリティ対策手順(以下「対策手順」という。)を策定する。
- 2 第8条から第13条に定める具体的な内容及び情報リスクの未然防止に関わる具体的な内容は対策手順に記載する。
- 3 対策手順は、公開することによりこの法人の管理運営に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められるため、非公開とする。

(危機管理)

- 第15条 従業者は、万が一情報セキュリティの事故が発生したとき、又はこの規程に違 反する事実が認められたときは、対策手順に基づいて対応するものとする。
- 2 前項の場合、情報セキュリティ責任者は、速やかに事実関係を調査し、脅威の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

(報告義務)

第16条 従業者は、この規程及び対策手順に違反する事実があったとき、又は現存する 脅威を認めたとき、若しくは将来想起するであろう脅威の兆候を認めたときは、その旨 を情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

第6章 補則

(改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事(会長)の承認を得る。 (補則)
- 第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事(会長)が別に定める。

附則

この規程は、平成29年12月12日から施行する。